

## 茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、本市域内で活動する事業者等が紙ごみ分別ボックスを購入する事業に対し、市が補助金を交付することにより事業所等における紙ごみの再資源化を促進し、もって市が処理する事業系一般廃棄物の減量化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 紙ごみ OA用紙、機密文書、新聞、雑誌、ダンボールその他の再生可能な紙のごみをいう。
- (2) 紙ごみ分別ボックス 当該補助対象者が排出する紙ごみを再資源化するまで分別し、収納するために用いるもので、耐久性を有するものをいう。

### (補助対象者)

第3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市域内において事業所を有する者（以下「事業者」という。）又は本市域内に所在する商店街振興組合、事業協同組合又は会則等を定めている任意の商店街団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 個人で事業を営む事業者（第7第1項第1号ウ(ア)において「個人事業主」という。）にあつては、市内に住所を有し、現に居住している者であること。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的法人が出資していないこと。
- (4) 政治又は宗教的活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）若しくはその統制下にあるもの又は暴力団の構成員の統制下にあるものでないこと。
- (6) 事業者にあつては、市税を完納していること。
- (7) 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成19年茨木市条例第18号）第20条に規定する多量排出事業者にあつては、同条に定める事業系一般廃棄物の減量計画書を提出していること。

### (補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業は、補助の対象となるものが紙ごみ分別ボックスを購入する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業者にあつては本市域内に有する事業所内に、団体にあつては本市域内の自らが所有し、又は借り受けている土地に購入した紙ごみ分別ボックスを設置する

こと。

(2) 申請時において、紙ごみ分別ボックスを未購入であり、かつ、申請のあった日の属する年度の3月15日までに設置が完了すること。

(3) 関係法令等に違反するものでないこと。

(4) 紙ごみ分別ボックスで回収した紙ごみは、再資源化すること。

2 前項の規定にかかわらず、購入する紙ごみ分別ボックスが中古品又は転売品である場合は、補助の対象としない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 補助の回数は、1事業者又は1団体当たり1年度につきそれぞれ1回までとする。  
(補助対象経費)

第5 補助の対象経費は、補助の対象となる事業に要する経費のうち、紙ごみ分別ボックスの購入に要する経費とする。

(補助金額)

第6 補助金額は、補助の対象経費の2分の1の額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業者にあつては、次に掲げる書類

ア 事業者概要書(様式第2号)

イ 市税完納証明書(様式第3号)

ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定めるもの

(ア) 個人事業主 住民票及び市内に事業所を有していることが分かる書類

(イ) 法人 登記事項証明書

(2) 団体にあつては、次に掲げる書類

ア 団体概要書(様式第4号)

イ 会則等

ウ 役員名簿

エ 会員名簿

(3) 購入を予定する紙ごみ分別ボックスのカタログ又はその内容が分かる書類

(4) 購入に要する費用の内訳が明記されている見積書等の写し

(5) 紙ごみ分別ボックスの設置を予定する場所が分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請は前項の申請書を直接持参する方法により行い、先着順に受け付けるものと

する。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請を受け付けないものとする。

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

(変更の申請等)

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において、当該申請の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付変更承認申請書(様式第6号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金変更承認通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、紙ごみ分別ボックスの購入及び設置後、茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 紙ごみ分別ボックスの設置状況が分かる写真

(2) 領収証書その他の紙ごみ分別ボックスの購入に要する費用が確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金確定通知書(様式第9号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認

めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(使用状況及び紙ごみの回収実績量の報告等)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該紙ごみ分別ボックスを設置した日から起算して1年を経過した後、指定された期日までに紙ごみ分別ボックスの使用状況及び紙ごみの回収実績量を茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金使用状況及び回収実績量報告書(様式第11号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を公表することができる。

(管理及び継続使用義務)

第15 補助金の交付を受けたものは、紙ごみ分別ボックスの適正な管理に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、紙ごみ分別ボックスを設置した日から起算して3年以上継続して使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(協力)

第16 市長は、補助金の交付を受けたものに対し、必要に応じて次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 事業所紙ごみ分別ボックス設置の事例紹介
- (2) 市のごみ減量化及び再資源化に関する取組への参加
- (3) その他市長が必要と認める事項

(立入調査)

第17 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事業所又は事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第18 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第19 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第20 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれか

に該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第21 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

様式第1号（第7関係）

平成 年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

印

茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付申請書

茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業 事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業
- 2 交付申請額等

補助金交付申請額	円
購入台数	台
購入額	円 ※消費税込みの金額
メーカー名	
製品名	
設置場所	茨木市
再資源化の方法 (業者による回収の場合は 回収業者も記載)	

- 3 添付書類  
(1)

様式第2号（第7関係）

事業者概要書

本 社	名 称			
	所 在 地	〒		
	代 表 者 氏 名			
	電 話 番 号			
	F A X 番 号			
	業 務 内 容 又 は 製 造 品 等			
補 助 を 受 け よ う と す る 事 業 所	名 称			
	所 在 地	〒		
	操 業 開 始 日			
	責 任 者 氏 名		電話番号	
	従 業 員 数	人	FAX番号	
	業 務 内 容 又 は 製 造 品 等			

当該補助金に係る事務担当者

担 当 者	所属部署・担当者名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

市 税 完 納 証 明 請 求 書

(請求先) 茨木市長

使用目的	茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付請求のため	納税義務者	所在地	代表者名	印
			名称		

茨木市税の完納証明を請求します。

申請者	住所	印
	氏名	

平成 年 月 日

-----  
様式第3号 (第7関係)

市 税 完 納 証 明 書  
(茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付請求用)

納税義務者	所在地	代表者名
	名称	
	代表者名	

茨木市税を完納していることを証明します。

茨 木 市 長

印

平成 年 月 日



様式第4号（第7関係）

団体概要書

補助を受けようとする団体	名 称	
	所 在 地	〒
	代 表 者 ( 役 職 ・ 氏 名 )	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
設置予定場所		

当該補助金に係る事務担当者

担 当 者	事業所名・担当者名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

様式第5号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

平成 年 月 日

茨木市長



様式第 6 号（第 9 関係）

平成 年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
名称  
代表者名

印

茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付変更承認申請書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業 事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第7号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金変更承認通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 交付決定額   | 円 |
| 2 変更増減額   | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

平成 年 月 日

茨木市長



（報告先）茨木市長

所在地  
名称  
代表者名

㊞

茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業について、紙ごみ分別ボックスを購入し、設置が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業 事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業

2 交付決定額等

補助金交付決定額	円
購入台数	台
購入額	円 ※消費税込みの金額
補助金精算額	円 (購入額×1/2の額を記入) ※1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる
メーカー名	
製品名	
設置場所	茨木市
設置完了日	平成 年 月 日

3 添付書類

(1) 紙ごみ分別ボックスの設置状況が分かる写真

(2)

様式第9号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付け茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |

平成 年 月 日

茨木市長



様式第10号（第12関係）

平成 年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
名称  
代表者名

⑩

茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を  
次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業 事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業
- 2 金 額 円

様式第11号（第14関係）

平成 年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

⑩

茨木市事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助金使用状況及び回収実績量報告書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金に係る紙ごみ分別ボックスの使用状況及び紙ごみの回収実績量を次のとおり報告します。

設置場所	茨木市
再資源化の方法 <small>（業者による回収の場合は 回収業者も記載）</small>	
回収品目	OA用紙 ・ 機密文書 ・ 新聞 ・ 雑誌 ・ ダンボール ・ その他（ ）
回収実績量	kg／年